

# 居宅介護支援 重要事項説明書

2025年9月1日現在

## 1 指定居宅介護支援と提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Make it better
代表者氏名	代表取締役 神山 朗範
本社所在地	千葉県印西市牧の原 5-302-44

## 2 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	いろどりケアプランセンター
介護保険指定	佐倉市指定
事業者番号	1271703421
事業所所在地	千葉県佐倉市臼井田 2329-3 レイクサイドうすい B 棟 102 号
連絡先	043-497-4985
相談担当者名	管理者 茂木 早苗
事業所の通常の事業の実施地域	佐倉市、四街道市、八千代市、印西市

### (2) 事業の目的および運営の方針

事業の目的	株式会社 Make it better が開設する、いろどりケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (3) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、8月13日～15日、12月31日～1月3日）
営業時間	9：00～17：30

(4) 事業所の職員体制

管理者	管理者兼介護支援専門員 茂木 早苗
-----	-------------------

職種	職務内容	人員数
管理者	① 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ② 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	2名

3 居宅介護支援の内容、利用料およびその他の費用について（月額）

【地域区分別 1 単位の単価（5 級地）10.70 円】

区分		単位数	介護報酬の額	利用者負担額
居宅介護支援費 i	要介護 1・2	1086	11670 円	0 円
	要介護 3・4・5	1411	15097 円	0 円
居宅介護支援費 ii	要介護 1・2	544	5820 円	0 円
	要介護 3・4・5	704	7532 円	0 円
居宅介護支援費 iii	要介護 1・2	326	3488 円	0 円
	要介護 3・4・5	422	4515 円	0 円
初回加算		300	3210 円	0 円
入院時情報連携加算 I		250	2675 円	0 円
入院時情報連携加算 II		200	2140 円	0 円
退院・退所加算（I）イ		450	4818 円	0 円
退院・退所加算（I）ロ		600	6420 円	0 円
退院・退所加算（II）イ		600	6420 円	0 円
退院・退所加算（II）ロ		750	8025 円	0 円
退院・退所加算（III）		900	9630 円	0 円
退院時情報連携加算		50	535 円	0 円

※居宅介護支援業務は、原則として報酬額の全額が介護保険から事業者に直接給付されるため（法定代理受領）、利用者負担料金はありません。

※利用者に介護保険料の滞納等の理由があるときは、一旦 10 割負担となる場合や、3 割負担となる場合があります。その場合は、別途負担額をお知らせします。

※介護報酬の額は、佐倉市の場合、単位数×10.70 円で計算されます（端数切り捨て）。

※通常の実施地域を超えて居宅介護支援を提供する場合は、次の区分に従って交通費が発生します。

1 公共交通機関を利用して指定居宅介護支援を提供した場合

通常の事業の実地地域を超えた時点から生じた実費

2 自動車を利用して指定居宅介護支援を提供した場合

通常の事業の実施地域を越えた地点から安全かつ最短の道のりで片道分 5 キロメートルを超えるごとに 100 円。ただし、高速道路を利用したときは、通常の事業の実施地域を超えた地点から生じた高速道路利用料金の実費

※交通費を請求する場合には、事前に費用が発生する旨を文書でお伝えし、利用者の同意を求めます。

#### 4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、1カ月に1回以上です。

#### 5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合はすみやかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえてすみやかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には為されるよう、必要な援助を行います。

#### 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	管理者 茂木 早苗
---------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 7 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めます。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」といいます。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>③ 事業者は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間・従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含みます。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するため、裁断、焼却、溶解その他適切な方法により廃棄します。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をすみやかに行います。

## 9 事業継続計画

### (1) 非常災害対策

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練の実施等をおこない、事業継続に向けた取り組みの強化を図ります。

- ① 災害対策連絡網によち可能な限り職員を招集します。また、ご家族に速やかに連絡します。
- ② 防災設備、火災報知器等が備わっております。
- ③ 事業継続計画に基づき、防災訓練を実施します。

### (2) 感染症対策の取り組みについて

感染症が発生した場合であっても、研修の実施等をおこない、事業継続に向けた取り組みの強化を図ります。

- ① 感染症の予防およびまん延防止ための指針を定めます。
- ② 感染対策委員会は、定例開催するほか、必要に応じて開催することとし、感染症および食中毒の予防およびまん延防止に関する内容について協議します。
- ③ 指針に基づき、感染症対策に関する研修を年2回実施します。

## 10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

## 11 サービス提供に関する相談、苦情について

事業者は、利用者等の相談、苦情に円滑かつ適切に対応するために、以下の体制を設けています。

### (1) 相談、苦情受付に関する責任者を選定しています。

相談、苦情受付に関する責任者	管理者 茂木 早苗
----------------	-----------

### (2) 公正中立なケアマネジメントの確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

- ・前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前6カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

### (3) 相談、苦情の受付に関する窓口を設置しています。

【当事業所の窓口】 いいろどりケアプランセンター 担当者：茂木 早苗	所在地 千葉県佐倉市臼井田 2329-3 レイクサイドうすい B棟 102号 電話番号 043-497-4985
--	--

【市区町村（保険者）の窓口】 佐倉市福祉部介護保険課	所在地 千葉県佐倉市海隣寺町 97 電話番号 043-484-1111（代表） 電話番号 043-484-6174（直通）
【市区町村（保険者）の窓口】 四街道市福祉サービス部高齢者支援課	所在地 千葉県四街道市鹿渡無番地 電話番号 043-421-2111（代表） 電話番号 043-421-6127（直通）
【市区町村（保険者）の窓口】 八千代市健康福祉部長寿支援課	所在地 千葉県八千代市大和田新田 312-5 電話番号 047-483-1151（代表）
【市区町村（保険者）の窓口】 印西市高齢福祉課	所在地 千葉県印西市大森 2364-2 電話番号 0476-42-5111（代表） 電話番号 0476-33-4623（直通）
【公的団体の窓口】 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地 千葉県千葉市稻毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7404（直通）

## 12 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年           月           日
-----------------	---------------------------

上記内容について、「佐倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第30号）」第6条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	千葉県印西市牧の原 5-302-44
	法人名	株式会社 Make it better
	代表者名	神山 朗範 
	事業所名	いいろどりケアプランセンター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印 続柄